

○「学生納付特例制度」の受付を開始しました

国民年金は、20歳以上の誰もが加入し、保険料を納める必要があります。ただし、学生のため収入が少なく保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。

承認された期間は、年金受給のために必要な期間(受給資格期間)に算入され、障害基礎年金及び遺族基礎年金の納付要件にも算入されます。

令和4年度分の受付を開始しましたので、利用希望者は忘れずに申請してください。申請は毎年度必要です。なお、学生納付特例が承認されている方で、令和4年度も引き続き在学予定の方は、送付される「国民年金保険料学生納付特例申請書(はがき)」で申請ができます。

対象 前年所得が一定額以下の学生

用意

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②本人確認書類(マイナンバーカード等)
- ③申請年度の学生証(コピー可。有効期限が分かるもの)または在学証明書

受付 市民課または支所市民福祉課

○4月から年金手帳は基礎年金番号通知書に変わります

4月以降、新たに年金制度に加入する方及び年金手帳の紛失等により再発行を希望する方には、基礎年金番号通知書を発行します。

※既に年金手帳をお持ちの方には基礎年金番号通知書の発行はしません。引き続き、年金手帳を保管してください。



国民年金からのお知らせ

★市民課国民年金係 ☎ 25-1114、支所市民福祉課市民税務係 ☎ 72-1333、熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012

○4月から国民年金保険料及び年金額等が改定されました

▶国民年金保険料額(月額)

1万6,590円(昨年度から20円減額)

※保険料は、まとめて前払い(前納)することで割引が受けられます。

▶老齢基礎年金額(年額)

77万7,800円(昨年度から3,100円減額)

※20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を全額納付し、65歳から受給した場合の年金額です。

▶障害基礎年金額(年額)

1級 97万2,250円(昨年度から3,875円減額)

2級 77万7,800円(昨年度から3,100円減額)

※別途「子の加算」あり(18歳到達年度末日までの子または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子が対象)

▶年金生活者支援給付金(月額)

老齢年金生活者支援給付金

基準額 5,020円(昨年度から10円減)

※実際の金額は保険料納付済期間や保険料免除期間に応じて算出します。

障害年金生活者支援給付金

1級 6,275円(昨年度から13円減)

2級 5,020円(昨年度から10円減)

遺族年金生活者支援給付金

5,020円(昨年度から10円減)

◎現在年金を受給されている方は、6月上旬に日本年金機構より送付される通知で、自身の年金額等をご確認ください。

○受け取る年金額を増やすこともできます

▶付加保険料の納付

毎月の定額保険料に付加保険料として月額400円を上乗せして納めることで、老齢基礎年金に加算され、年金受給額を増やすことができます。

【例】40年間(480月)付加保険料を納付した場合

○付加保険料の納付総額

400円×480月=19万2,000円

○将来受給できる付加年金額(年額)

200円×480月=9万6,000円

※国民年金基金加入者や保険料の免除等を受けている場合は利用できません。

※納めた保険料は社会保険料控除の対象になります。

対象 国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者(65歳未満)

用意

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②本人確認書類(マイナンバーカード等)

受付 市民課(市役所1階)または支所市民福祉課(アスパアこだま1階)

▶免除等の期間の保険料を納付できます

保険料の免除等を受けていた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合に比べ、年金額が少なくなります。

ただし、この期間が10年以内(例えば、平成24年5月分は令和4年5月まで)であれば、納付(追納)することにより、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

※過去3年度以前の期間の追納は、当時の保険料に一定の加算金が発生します。

※納めた保険料は社会保険料控除の対象になります。

対象 過去10年以内に、免除、納付猶予(若年者納付猶予)、学生納付特例を受けた期間のある方

用意

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②本人確認書類(マイナンバーカード等)

受付 市民課または支所市民福祉課

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

1. 住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において、本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

◆申請

対象となる可能性のある世帯には、2月4日から確認書を発送しています。

※市で対象と確認できない方には確認書を送付していないため、ご自身で申請が必要な場合があります。

例 令和3年1月2日以降に本庄市に転入した方がいる世帯、世帯の中に未申告の方がいる世帯、青色事業専従者等であっても課税者に扶養を受けていない人がいる世帯 など

◆申請期間 確認書の発送からおおむね3か月間、ご自身で申請する方は9月30日(金)まで

【注意】

- ・住民税が課税されている方に扶養を受けている世帯は対象外です。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われることがあります。

2. 家計急変世帯

令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で世帯収入が減少し、住民税非課税相当となった世帯

※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

◆申請 次の書類を添えて申請

世帯員全員の給与収入・事業収入・不動産収入・公的年金収入が分かる書類、通帳、本人確認書類

◆受付 市役所1階市民ホール

◆申請期間 9月30日(金)まで



詳しくは、コールセンターまたは市HPへ

1. 住民税非課税世帯に対する給付金に関すること ☎ 25-1107 (地域福祉課内)

2. 家計急変世帯に対する給付金に関すること ☎ 25-1108 (生活支援課内)

《共通》受付時間 午前9時～午後5時(土・日・休日を除く)



市HP